

平成29年度事業計画書

(概要)

平成25年4月1日より「非営利型の一般社団法人」への移行認可を内閣府より取得し、4年間で計画完了の予定で、毎年「公益目的支出計画実施報告書」を提出して来ましたが、各事業が毎年度順調に進展し、平成27年度（平成28年3月末）までの3年間で完了することが出来ましたので、平成28年12月12日に内閣府より実施完了の確認書を受領しました。

今年度からは内閣府への公益目的支出計画書の提出や実施報告書の提出義務はなくなりましたが、基本的には定款第5条に規定される各事業について年間の事業計画を策定して実施して行きます。

(事業活動)

(事業1) ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業 (定款第5条 第1項 第3号及び第7号)

1. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2017(若洲大会)

8月4日(金)～6日(日)、昨年度と同じ東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団との共同主催にて、東京都ヨット連盟の協力を得て開催します。

海外からも5カ国を招聘する予定ですので、出来るだけ沢山の参加クラブ、参加人数を得て楽しい大会にしたいと考えています。

国内クラブ対抗レースの上位3クラブには、海外セーリング研修派遣資格各1名授与の特別賞を予定します。

2. 第6回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ(ミキハウスカップ大阪2017)

10月14日(土)～15日(日)、昨年に引き続き大阪北港マリーナで、大阪北港ディンギークラブ、大阪北港ヨットクラブ、大阪北港マリーナ(ビード株式会社)の協力を頂いて開催する予定です。

インターナショナルスクール等の阪神在住の外国の子供達に呼び掛けて体験試乗会を実施し国際交流を図り、又、阪神地区の連盟未登録国内クラブにも呼び掛けて参加選手の増加に努力し、多くのクラブの参加で安全で楽しい大会としたいと考えます。

クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞を予定します。

3. 第27回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ(ミキハウスカップ東京2017)

9月10日(日)、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、東京都ヨット連盟との共同主催で開催します。昨年同様に江東区のK. インターナショナルスクールやその他の外国の子供達にも呼び掛けて体験セーリングプログラムを企画します。クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞も予定します。

4. 第5回ジュニアヨットクラブジャンボリー

本年度のジュニアヨットクラブジャンボリーを、ゴールデンウィークの5月3日

(水・祝)～5日(金・祝)の日程で、静岡県浜松市の「三ヶ日青年の家」で開催することを企画しましたが、その期間は、施設全体が外国の団体による予約が先行していて利用出来ないことが判明し、同施設を含めて他の会場や開催時期の変更も検討しましたが、運営面、費用等を考慮すると本年度の開催は難しいとの結論となりました。2018年度は開催する予定で前広に準備を進めます。

然しながら、新たな提案があり、鳥取県米子市で同時期に開催出来ないか、代替案を作成して昨年参加クラブに打診し、開催可能であれば実施することで至急小委員会で検討することとなった。

運営面、費用、参加クラブ数等から開催可能の結論となった場合には、理事会を開催し承認決定することとなった。

(事業2) 諸外国との交流・親善に関する事業

(定款第5条 第1項 第4号)

1. 外国チームの招聘事業

8月4日～6日、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2017を、東京都立若洲海浜公園ヨットハーバーで開催しますが、5カ国(ニュージーランド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ王国、香港、ロシア等々の内5カ国)から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチ1名の合計20名を招聘して、交流と親善を図ります。

2. 海外セーリング研修派遣事業

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2017のクラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格それぞれ1名を授与する特別賞を設けます。各クラブからはジュニアセーラーを選出して頂き、連盟役員が引率して海外セーリング研修に参加して頂き、その往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。

9月10日開催のミキハウスカップ東京2017及び10月14日～15日開催のミキハウスカップ大阪2017に於いて実施するクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブに、クラブのジュニアセーラー1名を海外セーリング研修に参加する資格を授与する特別賞を設け、連盟役員が引率し、選手の往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。

これらの海外セーリング研修派遣の詳細(日程、研修地)については、国際委員会で検討して行きます。

(事業3) ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業

(定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号)

1. 管理運営及び安全確保に関する指導事業

毎年6月の定時総会の開催時や2月の理事会開催時、或いは各競技会開催時に、同じ会場を利用して指導者研修会、安全講習会を開催して、クラブの管理運営や安全確保等について講習や意見交換を行います。

又、各競技会開催時にはジュニアセーラーも含めて安全講習会を行います。

2. 指導者の養成事業

連盟の公認指導員制度に従って、各クラブから新規公認の申請募集を行うと共に、4年毎の更新認定の募集も行います。

尚、本年度から、「ジュニアヨットクラブ公認指導員認定に関する細則」を改訂しましたので、各クラブのより多くの指導員の方々に公認指導員の資格を取得して頂き一層の活躍をして頂きたいと考えています。

登録クラブからの要請があれば、連盟から役員をクラブに出張派遣して指導者への講習等、クラブ運営指導や指導者の養成を行うこととし、指導育成委員会の方からも登録クラブに呼び掛ける活動もします。

3. B級ジャッジ認定講習会開催事業

公益財団法人日本セーリング連盟（以下JSAFという）の指導を頂いて、東京都ヨット連盟の協力も頂き、JSAFのB級ジャッジ認定講習会を開催します。

4. 管理運営及び安全確保に関する調査研究事業

新艇開発委員会等諸々の問題について適宜委員会を組織して調査研究を進めます。

(事業4) ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業

(定款第5条 第1項 第6号)

ホームページによる広報活動と共に、広報誌「ユースセーリング第86号」は本年10月を目標に発行します。その前後の期間には随時に「JJYU通信」を発行し、希望する事前登録メンバー（正会員、特別会員、登録クラブの指導者、保護者、ジュニアセーラーその他セーリング界関係者）に、タイミング良くE-mailやファックスで発信して、各クラブその他の皆さんとのコミュニケーションに努めます。

以上